

完了届の提出期限について

完了届の提出期限につきましては、「再エネ省エネ機器導入補助金制度のご案内（以下、パンフレット）5ページをご覧くださいの上、期限に間に合うように提出してください。

※パンフレット抜粋

機器の設置工事を完了したことを示す完了届の提出期限は、下記のいずれかの遅い日までです。

ただし、下記で起算した日が2023年2月10日を過ぎる場合については、2023年2月10日が提出期限となります。

①対象機器等取得日の翌日を起算日として、60日を経過する日

②再エネ省エネ機器導入補助金に当選した募集回の募集締切日の翌日を起算日として、60日を経過する日

1. 対象機器等取得日が募集期間より前及び、募集期間内である場合、②の期日が提出期限になります。

例：第1回目の募集回に当選し、対象機器等取得日が2022年6月3日なら、

①の提出期限は2022年8月2日、②の提出期限は2022年9月11日 ⇒ 2022年9月11日が提出期限

2. 対象機器等取得日が募集期間より後である場合、①又は②の期日が提出期限になります。

例：第1回目の募集回に当選し、対象機器等取得日が2022年9月3日なら、

①の提出期限は2022年11月2日、②の提出期限は2022年9月11日 ⇒ 2022年11月2日が提出期限

3. 対象機器等取得日が2022年12月12日以降の方は、2023年2月10日が提出期限になります。

※提出期限の消印まで有効。

1 対象機器取得日の確認方法

対象機器取得日は、完了届に添付する機器の保証書の写し又は新品を設置したことを証明できる書類で確認します。

①保証書

保証開始年月日で確認します。

また、完了届申請者の名前、住所、日付、型式、施工業者名等が必ず記入されている保証書を提出してください。なお、施工業者が発行する保証書の様式に上記の必要事項が記載されていない場合には、保証書の空白部分などに必要事項を記載するように、施工業者に依頼してください。

②製品証明書（様式は札幌市ホームページからダウンロードができます。）

製品証明書本文中「4. 購入者（補助申請者）への機器引渡日」による年月日で確認します。なお、証明書発行年月日は該当しませんので、ご注意ください。

（注）製品証明書は記入漏れがありますと不備になります。昨年は代理記入ができましたが、今年は、すべて再提出となります。また、一度、提出された製品証明書は返却できませんので、十分注意をしてご提出をお願いします。

2 複数機器を申し込まれている場合の提出期限

複数機器を申し込まれた場合は、最後に取得した機器の年月日を起算日として提出期限を判断してください。

3 完了届の提出期限

完了届の提出は、提出期限日の消印まで有効です。

4 提出期限後の取り扱い

提出する期限を過ぎますと、補助金のお支払いはできません。

再エネ省エネ機器導入補助金受付係